

新潟市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、実費徴収に係る補足給付事業補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、実施要綱第3条に定める施設及び事業者（公立の施設を除く。以下「私立施設等」という。）とする。

(交付額)

第3条 補助金の額は、次に掲げる補助限度額の範囲内で、私立施設等が実施要綱第3条に基づき、事業を実施した費用とする。

(1) 副食材料費 月額4,900円

(2) 食材料費以外の実費徴収額 月額2,700円

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定により交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の適否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、交付の申請をした者に通知するものとする。

(変更交付申請兼実績報告)

第6条 前条に定める交付の決定を受けた私立施設等は、事業の完了後、市長が定める期日までに、変更交付申請兼実績報告書（別記様式第3号）を作成し、市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により変更交付申請兼実績報告を受けたときは、報告書等を審査して交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を補助金変更交付決定兼確定通知書（別記様式第4号）により私立施設等に通知するとともに、補助金を交付する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月25日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月14日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月22日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別記様式1（第4条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

施設名

申請者 施設設置者名

年度新潟市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書

新潟市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の開始年月日
及び完了(予定)年月日
- 4 交付申請額及び算定方法
交付申請額 円
算定方法 別紙（添付書類）
- 5 情報の公表の内容、方法及び時期
- 6 添付書類

別記様式2（第5条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年度新潟市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、新潟市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額（不交付の理由）

別記様式3（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

施設名

申請者 施設設置者名

年度新潟市実費徴収に係る補足給付事業補助金変更交付申請兼実績報告書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、新潟市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 実績報告額
- 3 交付済額
- 4 精算額
- 5 補助事業完了年月日
- 6 添付書類

別記様式4（第7条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年度新潟市実費徴収に係る補足給付事業補助金変更交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市実費徴収に係る補足給付事業補助金について、下記のとおり変更交付決定及び額の確定をしたので、新潟市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交 付 決 定 額
- 3 交 付 済 額
- 4 確 定 額